

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大阪狭山市長 古川 照人

市町村名 (市町村コード)	大阪狭山市 (272311)	
地域名 (地域内農業集落名)	池之原 (池の原)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月2日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

国道沿いに位置し、市街地に囲まれた立地条件もあり、貸出しや売却の意向も見られる。
また農業者の高齢化が進み、後継者の定まらない農地に関しては遊休農地の増加が懸念される。
(60歳以上の割合:約86% 後継者未定の割合:約88%)

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の野菜栽培及び稲作を主とする農業形態を可能な限り維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化調整区域内にある農地を農業上の利用が行われる農用地とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心として、大阪府版認定農業者等の多様な経営体に集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借の際は、地権者の意向にも配慮しつつ、原則として農地中間管理事業を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の活用について見通しがついた時点で、整備が必要な箇所を精査し、農作業効率の向上や生産力の維持を図るため、地域の農空間づくりについて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体の受け入れを地域と市が連携して行う。 受け入れの際は事前に水利組合との協議を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
各個人が自身の営農形態を考慮した上で、農作業委託の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

今後も地域での話し合いを継続する。
軽微な変更や転用等に伴う地域計画からの農地の除外については、書面回覧やHPによる協議とする。